○池田町ごみ分別ガイド有料広告掲載要領

平成２０年３月１日制定
平成２４年１月１１日改正
令和５年１０月１日改正

（趣旨）

第１条　池田町ごみ分別ガイド（以下「ガイド」という。）に掲載する有料広告の取扱いについては、池田町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成１９年２月１日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（掲載位置及び掲載枠等）

第２条　ガイドへの広告（以下「広告」という。）の掲載位置は、ガイドの改訂版印刷ごとに、町が指定する位置とする。

２　広告を掲載する枠数は、ガイド１版につき８枠以内とする。

３　前項の１枠の規格は、縦４．７ｃｍ×横７．７ｃｍとする。

（掲載の制限等）

第３条　ガイド１版当たりの広告の掲載枠の割り当ては、１団体等につき１枠とする。ただし、当該ガイドの広告掲載見込が８枠に満たないときは、満たない枠数の範囲内で１団体等が複数枠に掲載することができるものとする。

（申込み及び抽選等）

第４条　広告の掲載申込は、ガイドの改訂を行う場合ごとに行われなければならない。

２　１版のガイドにおいて、広告の掲載を希望する団体等の数が８団体を超えるときは、次の各号の順序で、それぞれ当該各号に定める順序及び方法により、広告を掲載する団体等を決定するものとする。

（１）要綱第４条第１号に規定する団体等

（２）要綱第４条第２号に規定する団体等

（３）池田町一般廃棄物処理業の許可を有する団体等

（４）次の順序

①　前回広告を掲載した団体等

②　前回広告を掲載していない団体等

（５）抽選

（掲載料）

第５条　ガイド１版あたりの広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）は、次に定

める額とする。
（１）要綱第４条第１号に規定する団体等　１枠につき　10,000 円
（２）要綱第４条第２号に規定する団体等　１枠につき　15,000 円
２　前項の掲載料は、町長の指定する期日までに納付しなければならない。

（広告内容等）
第６条　掲載する広告のデザイン、内容等は、ガイドのイメージを損なうことがないよう広告主と調整して掲載するものとする。
２　掲載する広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行うものとし、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。
３　掲載後の広告内容の修正は、認めないものとする。

（広告原稿の作成および提出）
第７条　広告の原稿は、町が指定する期日までに、町が指定する方法で作成し、及び提出するものとする。

（その他）
第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則
（施行日）
１　この要領は、平成２０年３月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
（準備行為）
２　広告の掲載申込み、原稿の提出その他広告を掲載するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附　則
この要領は、平成２４年１月１１日から施行する。

附　則
この要領は、令和５年１０月１日から施行する。